**就業規則の服務規律・懲戒処分に記載した例**

（服務規律）

第〇条　社員は、常に次の事項を守り服務に精励しなければならない。

　①～⑤　略

　⑥　職場内において性的指向や性自認に関する言動により他人に不快な思いをさせたり、職場環境を悪化させないこと

（懲戒の事由）

第〇条　次のいずれかに該当するときはけん責とする。

ただし情状により訓戒とすることがある。

　①～⑤　略

　⑥　職場内において性的指向や性自認に関する言動により他人に不快な思いをさせたり、職場環境を悪化させたとき